○大野市木の薫る遊び場事業補助金交付要綱

（令和３年３月２５日告示第８８号）

改正　令和４年３月２５日告示第６０号

改正　令和５年３月３０日告示第１３８号

（趣旨）

第１条　この要綱は、国産材や県産材を利用した用具の使用を通じて木の薫る暮らしの豊かさを啓発し、木材の利用促進を図るため、大野市木の薫る遊び場事業補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和５７年規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 国産材おもちゃ　国産材を用いて製作されたおもちゃのうち、体積又は表面積のいずれかにおいて使用された国産材が、製品全体の過半を占めることが明らかなもの（遊びに利用することを目的として調達された国産材を含む。）をいう。

(2) 国産材遊具　国産材を用いて製作された遊具のうち、体積又は表面積のいずれかにおいて使用された国産材が、製品全体の過半を占めることが明らかなものをいう。

(3) 県産材什器　県産材を用いて製作された什器のうち、体積又は表面積のいずれかにおいて使用された県産材が、製品全体の過半を占めることが明らかなものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、大野市内の保育所又は認定こども園（以下「保育所等」という。）を運営する社会福祉法人又は学校法人とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別

表に掲げる経費とする。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の１０分の１０以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度として予算で定める額の範囲内とする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 国産材おもちゃの購入

ア　児童数（事業年度の初日における入所児童数をいう。以下この号において同じ。）５０人以下の保育所等　１園当たり３０，０００円

イ　児童数５１人以上の保育所等　１園当たり６０，０００円

(2) 国産材遊具又は県産材什器の購入　１園当たり５００，０００円

（交付申請）

第６条　補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第５条第１項の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し又は積算の根拠となる資料

(2) 国産材又は県産材を用いて製作されていることが確認できるもの

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（関係図書の保存）

第７条　補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第７条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 消耗品費 | 国産材おもちゃ又は県産材什器の代金 |
| 備品購入費 | 国産材遊具又は県産材什器の代金 |
| 役務費 | 運搬費、設置費又は送料 |
| 委託料 | 製作委託料 |